

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について

1. 既存条例の改正による条例制定の背景

【国の動き】

- ・ 令和5年度～ 試行的事業として「こども誰でも通園制度」を実施
- ・ 令和7年度～ 児童福祉法の改正により「乳児等通園支援事業」という名称で認可事業化
- ・ 令和8年度～ 子ども・子育て支援法の改正により「新たな給付制度」として全国の自治体において本格実施

【神戸市の動き】

- ・ 令和6年度～ 市内23施設において試行的事業を実施
- ・ 令和7年度～ 認可事業として市内44施設で「乳児等通園支援事業」を実施
- ・ 令和8年度～ 給付事業として実施するため国の「特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（内閣府令）」を踏まえ条例を制定
- ・ 条例制定にあたり、子ども・子育て支援法上の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者」の運営基準を定めた「神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」が既に存在することから、その一部を改正し「特定乳児等通園支援事業」の運営基準を定める

2. 条例で上乘せし、国基準より厳しくするもの（1点）

条例制定にあたっては、「特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（内閣府令）」を基本とするが、神戸市の他の確認施設及び事業に合わせ、暴力団排除についてのみ上乘せ規定を設ける。

項目	国基準	神戸市基準
暴力団排除規定		事業を行う者は、暴力団員であってはならない。

（参考）国の基準をそのまま適用するもの（一部抜粋）

特定乳児等通園支援事業者は、

- ・ 支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、一時間当たりの利用定員を定める
- ・ 利用の申し込みを受けた後、給付認定子ども及びその保護者の心身の状況などを把握するため当該保護者との面談を行わなければならない
- ・ 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない
- ・ 利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない
- ・ 給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取り扱いをしてはならない

ほか

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(案)と考え方

(1)総則 (注)基準について、「従」は従うべき基準 「参」は参酌すべき基準 を示す。

項目	国の示す基準の主な内容	基準	府令	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方	補足
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・従うべき基準は第3条(利用定員)の規定による基準 ・従うべき基準は第4,5,6,12,14,23`25,30条の規定による基準 ・参酌すべき基準は上記以外の規定による基準 		第1条			利用定員は条例第6条 従うべき基準は条例第7条 参酌すべき基準は条例第8条第2項
一般原則	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。</p> <p>②利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>③地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>④利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	参	第2条	⇒国の基準どおり		

(2)特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

①利用定員に関する基準

項目	国の示す基準の主な内容	基準	府令	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方	補足
利用定員	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①次に掲げる支給対象小学校就学前子ども区分ごとに、一時間当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満一歳未満の支給対象小学校就学前子ども ・満一歳以上の支給対象小学校就学前子ども <p>②乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。</p>	従	第3条	⇒国の基準どおり		
②運営に関する基準						
面談	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならない。</p> <p>②前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>③第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。</p>	従	第4条	⇒国の基準どおり		
正当な理由のない提供拒否の禁止	<p>特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	従	第5条	⇒国の基準どおり		
あっせん及び要請に対する協力	<p>特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従	第6条	⇒国の基準どおり		

乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。	参	第7条	⇒国の基準どおり		
乳児等支援給付認定の申請に係る援助	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参	第8条	⇒国の基準どおり		
心身の状況等の把握	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等の提供の状況の把握に努めなければならない。	参	第9条	⇒国の基準どおり		
特定教育・保育施設等との連携	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。	参	第10条	⇒国の基準どおり		
特定乳児等通園支援の提供の記録	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	第11条	⇒国の基準どおり		
支払	特定乳児等通園支援事業者は、 ①法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ②前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。 ③前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。 ・日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用 ・特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用 ・特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ・前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ④前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。 ⑤第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	従	第12条	⇒国の基準どおり		
乳児等支援給付費の額に係る通知等	特定乳児等通園支援事業者は、 ①法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。 ②法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。	参	第13条	⇒国の基準どおり		
特定乳児等通園支援の取扱方針	特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。	従	第14条	⇒国の基準どおり		
特定乳児等通園支援に関する評価等	特定乳児等通園支援事業者は、 ①自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ②定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参	第15条	⇒国の基準どおり		
相談及び援助	特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参	第16条	⇒国の基準どおり		

緊急時等の対応	特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	第17条	⇒国の基準どおり		
乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参	第18条	⇒国の基準どおり		
運営規程	特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかななければならない。 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求め理由及びその額 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	参	第19条	⇒国の基準どおり		
勤務体制の確保等	特定乳児等通園支援事業者は、 ①乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 ②特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ③特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参	第20条	⇒国の基準どおり		
利用定員の遵守	特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。	参	第21条	⇒国の基準どおり		
掲示等	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	参	第22条	⇒国の基準どおり		
乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。	従	第23条	⇒国の基準どおり		
虐待等の禁止	特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十一第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	第24条	⇒国の基準どおり		
秘密保持等	①特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。	従	第25条	⇒国の基準どおり		

情報の提供等	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>②当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとして行わない。</p>	参	第26条	⇒国の基準どおり		
利益供与等の禁止	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)、若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。))又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>②利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。</p>	参	第27条	⇒国の基準どおり		
苦情解決	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。</p> <p>③その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>④その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>⑤市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参	第28条	⇒国の基準どおり		
地域との連携等	<p>特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	参	第29条	⇒国の基準どおり		
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 <p>②乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>④乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従	第30条	⇒国の基準どおり		
会計の区分	<p>特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	参	第31条	⇒国の基準どおり		
記録の整備等	<p>特定乳児等通園支援事業者は、</p> <p>①特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>②乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たった計画 ・第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録 ・第十八条の規定による市町村への通知に係る記録 ・第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録 ・第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	参	第32条	⇒国の基準どおり		

(3) 雑則

項目	国の示す基準の主な内容	基準	府令	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方	補足
電磁的記録等	<p>①特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>②特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、記載事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>③前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>④特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>⑤前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。</p>	参	第33条	⇒国の基準どおり		

(4) 特定乳通事業者としての確認に係る基準

項目	国の示す基準の主な内容	基準	府令	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方	補足
特定乳通事業者としての確認に係る基準				特定乳児等通園支援事業者は、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。	認可保育所(園)等と同様に暴力団員を排除する。	

(5) 附則

項目	国の基準の主な内容	基準	府令	神戸市基準(案)	基準に対する神戸市の考え方	補足
施行期日	この府令は、令和8年4月1日から施行する			この条例は、令和8年4月1日から施行する		